

## 主な内容

通産省の重点施策 ..... 1 頁  
改正された税法のあらまし ..... 1 頁  
当所役員改選決定さる ..... 2 頁  
交通反則通告制度の概要 ..... 3 頁  
労働力不足対策の提言 ..... 3 頁  
国金の「新しい貸付制度」 ..... 4 頁  
職場安全チェックリスト ..... 4 頁

## 商工うつのみや

発行所  
宇都宮商工会議所  
宇都宮市旭町1-3,427  
電話(03)3071-3074  
編集兼  
発行人 金子浩蔵  
印刷所 三共印刷(株)  
電話(04)410640  
毎月20日発行 定価30円

## 改正された税法のあらまし

## 所得税・法人税・租税・地方税

昭和四十一年度の税  
改正は、このほど国  
会で成立し、施行され  
ました。この改正は、  
税法の青色申告の要件  
に対する割合が、  
税率の割合が、  
税額が、  
次に掲げます。

控除の種類	改 正 昭和43年分	改 正 前
(1)基礎控除額	157,500円	150,000円
(2)給与所得控除額	給与の収入金額から95,000円を控除し、その残額の600,000円までは20%、600,000円までは20%、600,000円までは17.5%、800,000円以上は7.5%の合計額、ただし最高限度265,000円	給与の収入金額から80,000円を控除し、その残額の60,000円までは20%、60,000円までは10%の合計額、ただし最高限度220,000円
(3)配偶者控除額	157,500円	150,000円
(4)扶養控除額	77,500円 1人目の扶養親族については95,000円 同じ世帯に扶養親族がある場合、扶養親族がある人が2人以上いる場合に扶養親族がある人のうちの1人が扶養親族の場合は、扶養親族の1人の扶養親族について扶養親族の扶養親族については80,000円	70,000円 扶養親族がある人が2人以上いる場合に扶養親族がある人のうちの1人が扶養親族の扶養親族については80,000円
(5)障害者控除額	77,500円 特別障害者	70,000円
(6)老年者控除額	77,500円	70,000円
(7)寡婦控除額	77,500円	70,000円
(8)勤労学生控除額	77,500円	70,000円

前どおり取扱額の三分の一です。

施行期日：四十三年七月一日

## 菓子と食堂・味の殿堂



マスキン

相生町本店 3-1391(代表)  
二荒店 2-7827  
江野町店 4-9156

一流メーカー50社と  
特約代理店契約

工作機械と  
機械工具総合商社  
アラマキ

Miyajimacho Utsunomiya  
TEL.(0286) 2-4245 代表

・課税対象自動車・大型、小型  
・自動車取得税の創設  
・自動車財源の確保を図った  
・自動車取扱税が次の内容で新設されました。  
・生命保険料控除の引上げ  
・控除最高限度額二五万円(現行二二万円)  
・白色一七万円(現行一二万円)  
・白色一万円(八万円)

従来青色申告を行なつて居る事業  
所において、特別償却該当機械等  
を取得した場合は、いちいち東京  
通産局長が証明書の受領をしてい  
ます。しかし、今回の改正により、そ  
の證明の必要がなくなりました。

今後は普通償却同様の方法で提  
出すればよいわけで、特別償却該  
当機械等の償却率については、從

・課税標準・自動車の取扱価格  
・免稅点一一〇分の三  
・稅率一一〇分の三

・自動車の取扱価格  
・中古車も対象となる。





